愛知県のうち 名古屋市　刈谷市　豊田市　豊明市　日進市 京都府のうち 長岡京市 大阪府（大阪市及び吹田市を除く。） 兵庫県のうち 西宮市　芦屋市　宝塚市		
宮城県のうち 仙台市　多賀城市 茨城県のうち 水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市　牛久市 埼玉県のうち 川越市　東松山市　狭山市　上尾市　朝霞市　新座市　桶川市　富士見市 坂戸市　鶴ヶ島市　ふじみ野市 千葉県のうち 市川市　船橋市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　八千代市　富津市　浦安市　四街道市 静岡県のうち 静岡市 愛知県（名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市及び日進市を除く。） 三重県のうち 四日市市　鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市　草津市　栗東市 京都府（長岡京市を除く。） 兵庫県のうち 神戸市　尼崎市　明石市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市 奈良県のうち 奈良市　大和郡山市　天理市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市　春日市　福津市	百分の八	
北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 富谷市 茨城県（水戸市、日立市、土浦市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市及び守谷市を除く。）	百分の四	
栃木県 群馬県のうち 前橋市　高崎市　太田市 埼玉県（さいたま市、川越市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市及びふじみ野市を除く。） 千葉県（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市及び印西市を除く。） 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 山梨県のうち 甲府市 長野県のうち 長野市　松本市　塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県（静岡市及び裾野市を除く。） 三重県（四日市市及び鈴鹿市を除く。） 滋賀県（大津市、草津市及び栗東市を除く。） 兵庫県（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。） 奈良県（奈良市、大和郡山市及び天理市を除く。） 和歌山県のうち 和歌山市　橋本市 岡山県のうち 岡山市　倉敷市 広島県（広島市を除く。） 香川県のうち 高松市 福岡県（福岡市、春日市及び福津市を除く。）		
備考　この表に掲げる名称は、令和七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。		

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。